

特殊詐欺対策機能付き 固定電話機の購入費用に 補助金を交付します!!

申請期限に
ご注意ください

令和9年

3月1日(月)

必着!!

高齢の方をねらった詐欺が増えています!!

特殊詐欺対策機能付き固定電話機をご家庭に設置して対策しましょう!!

☑ 補助金額

購入費用の **2分の1** 相当額 (100円未満切り捨て) 【**上限額7,000円**】
(ポイント使用分、設置費用及び配送料は、対象外です。)

☑ 対象となる方

★基準日時点の年齢にご確認ください

新城市内にお住まいの方の世帯で、次の①から③までの要件を全て満たす場合

① **(★) 令和9年3月31日時点**で「満65歳以上」である方 (以下「高齢者」という。) がいる世帯で、次のアからウまでのいずれかに該当すること。

- ア 高齢者のひとり暮らし世帯
- イ 高齢者のみで構成される世帯
- ウ 日中に高齢者のみが在宅となる世帯

② 市税を滞納していないこと。

③ 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。

※ 補助金の交付は、1世帯につき1台かつ1回限りです。

☑ 申請手続

★申請の締切日は3月1日(市に必着)です

① 申請書類の提出期間

(★)

令和8年4月1日(水)～令和9年3月1日(月)

② 申請書類の提出先

新城市役所行政課・鳳来総合支所地域課・作手総合支所地域課

③ 提出書類

交付申請書、領収書の写しなど (詳しくは、裏面をご覧ください。)

☑ 対象となる機器

★昨年度中に購入したものは対象外です

(★)

① **令和8年4月1日以降に購入した新品の機器 (固定電話機)** であること。

② 次の機能が内蔵された機器 (固定電話機) であること。

- ア 電話の着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能
- イ 通話を始めると録音も始まる機能

※ 「全国防犯協会連合会」の推奨する優良防犯電話推奨品を参考としてください。

URL : <https://www.bohan.or.jp/suishou/denwa.html>

この通話は自動で
録音されます



☑ 補助金の申請から交付までの手続の流れ

1. 機器（固定電話機）を購入後、「申請書類」を市に提出する。

① 提出書類

- ア 交付申請書
- イ 領収書（又はレシート）の写し
申請者又は使用者の氏名、領収日、領収金額、購入先、購入品名が記載されたもの
- ウ 固定電話機の機能が確認できる書類
（例：カタログ、取扱説明書などの写し）
- エ 販売店が発行する販売証明書（イ及びウの書類が提出できない場合）
- オ 家族状況申出書

② 提出期間

令和8年4月1日（水）^{（★）}～令和9年3月1日（月）

★申請の締切日は3月1日(市に必着)です

③ 提出方法

新城市役所行政課の窓口へ持参又は郵送
（鳳来総合支所地域課又は作手総合支所地域課の窓口でも受け付けます。）

2. 「請求書類」を市に提出する。

申請書類の提出後、市から交付決定通知書を郵送又は電子メールで送付しますので、内容の確認後、次の書類を市に提出（窓口へ持参又は郵送）してください。

- ① 請求書（申請者の「記名」と「押印」があること。）
- ② 振込先の通帳（又はキャッシュカード）の写し

★窓口へ持参の場合は印鑑をお持ちください

3. 市が補助金を交付する（指定口座への振込み）。

請求書類の提出後、市が請求書に記載された指定口座に補助金を振り込みます。
（事務処理の都合上、振込みまでに期間を要する場合があります。）

ご自身や大切なご家族を守るために

詐欺対策に取り組みましょう！！

市ホームページ



- この補助金の手続に関する情報や提出書類データは、市ホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。
【URL】 <https://www.city.shinshiro.lg.jp/kurashi/seikatsu/bohan/tokusyusagihojokin.html>
- 補助金の交付条件、申請書や請求書の提出方法などでご不明な点がございましたら、**書類提出前に電話などで行政課にご相談ください**。また、提出書類の訂正などで手続が遅れないよう、**行政課の窓口で申請書や請求書の書き方をご案内しています**ので、ぜひご利用ください。

〔お気軽にご相談ください〕 新城市総務部行政課市民安全係

電話 0536-23-7611 電子メール anzen@city.shinshiro.lg.jp